

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲法・刑法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法、刑事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。
また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問

次の判決文は、最高裁平成29年12月6日大法廷判決（以下、「本問判決」と呼ぶ。）の一部である。

(1) (2) (3) の数字および冒頭のタイトルは、引用のために出題者が書き込んだ。

本問判決は、放送法という法律の64条（参照条文として小問のすぐ前に引用している）が定めている「NHK受信料制度」について、それは憲法21条（表現の自由）その他の憲法規定に違反せず、合憲であると述べている。

なお、この法律の条文は、受信装置であるテレビを購入すると、NHKと受信契約をして受信料を支払わなければならないと規定している。

この判決(1)～(3)を読んだうえで、そのうちの(1)と(2)について、小問1, 2に解答しなさい。

(1) 放送法の二本立て体制の元でのNHKの意義

「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」

「上記の目的を実現するため、放送法は、…公共放送事業者と民間放送事業者と[の]…二本立て体制を採ることとしたものである。そして、同法は、二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として原告[NHK]を設立することとし、…原告[NHK]を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。」

(2) NHKの受信料制度は国民の知る権利の実質的充足のため合理的である

「具体的にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法21条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしかるべきであるといえる。」

「そして、公共放送事業者と民間放送事業者との二本立て体制の下において、前者を担うものとして原告を存立させ、これ[NHK]を民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、…憲法21条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、…これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである。」

「このような制度の枠を離れて被告[受信契約拒否者]が受信設備を用いて放送を視聴する自由が憲法上保障されていると解することはできない。」

(3) 受信契約の内容はNHKの設置目的にかなうものであり、その契約締結の強制は放送法の目的達成のために必要かつ合理的な範囲内のものとして、憲法21条に反しない。

「…以上によると、放送法64条1項は、同法に定められた原告の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法…21条…に違反するものではない」。

(参照条文)放送法64条1項「協会 [=NHK] の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者は、…協会 [=NHK] と受信契約を締結しなければならない。」

小問1 本問判決(1)の意味するところを、分かりやすく説明せよ。その際、本問判決(1)が、新聞表現についての表現の自由の説明とは異なるとすれば、それはどういう言い方かも述べなさい。(25点)

小問2 本問判決(2)の意味するところを、分かりやすく説明せよ。その際、本問判決(2)が新聞表現についての表現の自由の説明とは異なるとすれば、それはどういう言い方かも述べなさい。(25点)

以 上

【刑 法】

問題

次の事例における甲・乙の罪責について、具体的事実を示しつつ論じなさい。

【事例】

甲は、金に困っていた乙（男、28歳）に対し、「V（女、80歳）が一人で住んでいる家に多額の現金があるらしい。そこからなら留守の時間帯に入り込めば比較的楽に金を入手できるだろう。」と勧めた。

乙は、いいことを聞いたと喜んでV宅に盗みに入ることを決意し、下見をして、Vが買い物のため留守にすることが多い時間を調べ、その時間帯を狙ってV宅に立入った。V宅の居間には、現金を保管していた引き出しのある戸棚があり、乙は、これに目を付けて近づいていった。ところが、隣室にいたVがこれに気づいて、居間の入口に立ち、大声で「泥棒、助けて」などと叫ぶので、逮捕されてはいけないと思った乙は、Vに体当たりして仰向けに倒すと、上半身を右手で押さえつけるとともに、声を出すのを防ぐためVの口を左手ですっかり覆うようにふさいだ。

Vは、乙に押し倒されたときに足の骨を折るなどの重傷を負った。

以 上

【刑事訴訟法】

警察官は、連続して発生した振り込め詐欺事件に関与した疑いの濃厚な甲の容ぼうと、甲宅に常時出入りする者（乙）の容ぼうをビデオカメラで撮影（以下、「ビデオ撮影」という。）して、これを被害者等に示し、犯人の同一性を判断しようと考えた。

そこで、警察官は、甲宅向かいのビルの一室を借り受け、ビデオカメラを設置するとともに、そこから、甲宅の監視を継続した。すると、①甲が自宅から路上に出てきたので、甲の容ぼうをビデオ撮影した。また、②甲宅内に入っていった乙が、窓際でガラス越しに姿を見せたので、乙の容ぼうをビデオ撮影した。

警察官の①及び②の各撮影行為は適法か。ただし、いずれも、裁判官から事前に令状を得ずに行われたものとする。

以 上